

クローズド競技会開催における登録・共済適用申請に関わる基準

MRC中部共済は、JAF公認競技会およびクローズド競技会における共済加入者の人身事故に対する救済を目的として運用しています。これを管理するMRC中部運営委員会は、共済が適用されるJAF公認競技会、クローズド競技会の全てをあらかじめ把握し管理するため、クローズド競技会を開催する場合は、下記に従って登録および、または適用申請するものとします。

尚、前年度のカレンダー登録調整会議日に登録された場合は、MRC中部の発行する共通規則書、公式サイト等の公式カレンダーに掲載します。

1. コース公認の無い会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請する場合は、次に従って申請を行ってください。申請が無い場合や申請期間に間に合わなかった場合は適用されません。

1)申請期日 :前年度のカレンダー登録調整会議日に申請・登録すること。
または、開催日の2ヶ月前までに申請・登録を行うこと。

2)申請先 :MRC中部事務局

3)申請用紙 :所定の申請書および本会が提出を依頼したもの

2. コース公認の有る会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請は不要とします。ただし、必ず登録申請を行ってください。

1)登録期日 :前年度のカレンダー登録調整会議日に登録すること。
または、JAFに開催届出を行うと同時に登録すること。

2)登録先 :MRC中部事務局

3)登録用紙 :所定の用紙

3. JAF公認競技会およびJAF公認競技会にクローズド部門を併設する場合

JAFにカレンダー登録された競技会に併設する場合は、登録申請を不要とします。

4. 追加開催・日程変更・会場変更を行う場合

前記に準じて申請・登録を行ってください。

5. 競技保険等

1)MRC中部タイトル戦の場合は、以下を義務付けとします。

* スピード行事の場合

競技保険を含み、地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足すること。

* ラリー競技の場合

国内競技規則付則の「ラリー競技会組織に関する規定」を満足すること。

2)シリーズで行うクローズドイベント(スピード行事)

全ての競技に競技保険を備えること。地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足するよう強く推奨する。

6. その他の事項については運営委員会にて審議、決定するものとする。

以上